

神戸市小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業実施要綱

第1条 事業目的

小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第19条の3第3項に規定する医療費支給認定に係わる小児慢性特定疾病児童等に対し、特殊寝台等の日常生活用具（以下「用具」という。）を給付すること（以下「給付」という。）により、日常生活の便宜を図ることを目的とする。

第2条 実施主体

神戸市

第3条 用具の種目及び給付の対象者

給付の対象となる用具の種目は、別表1の「種目」欄に掲げる用具とし、その対象者は、神戸市で認定を受けた小児慢性特定疾病児童のうち同表の「対象者」欄に掲げるものとする。

ただし、小児慢性特定疾病に係る施策以外の児童福祉法による施策及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による施策の対象とはならない者に限る。

第4条 給付の申請

用具の給付を希望する対象者の18歳未満の対象者の保護者又は18歳以上の対象者本人（以下「申請者」という。）は、小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付申請書（以下「申請書」という。）（様式1号）に小児慢性特定疾病医療受給者証の写し及びその他必要な書類を添えて、区保健福祉部を経由し市長に申請するものとする。

第5条 給付の決定

- (1) 区保健福祉部は、用具の給付の申請があった場合には、当該対象者の身体の状態、介護の状態、家庭の経済状況及び住宅環境等を実地に調査し、すみやかに調査書（様式3号）を作成する。市長は内容を審査の上、用具の給付を行うかどうかを決定するものとする。なお、別表1の「耐用年数」を超えるまでは原則として給付対象外とする。
- (2) 市長は、用具の給付を行うことを決定した場合には、小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付決定通知書（様式4号）及び小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付券（以下「給付券」という。）（様式5号）を、その申請を却下することを決定した場合には、小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付却下決定通知書（様式6号）を、それぞれ申請者に交付するものとする。

第6条 用具の給付

- (1) 用具の給付は、用具の製作もしくは販売を業とする者（以下「業者」という。）に委託して行うものとする。
- (2) 業者の選定に当たっては、低廉な価格で良質かつ適切な用具が確保できるよう経営規模、地理的条件、アフターサービスの可能性等を十分勘案の上、決定するものとする。
- (3) 用具の中には、診療報酬の対象となるものもあるが、当該用具については、診療報酬の対象となる範囲を超えるものについて支給すること。
（ex. 気管切開患者用人口鼻加算 1,500点 注：気管切開を行っている患者であって入院中の患者以外のものに対して、人口鼻を使用した場合に、第一款の所定点数に加算する。）
- (4) 用具の中には、当該用具を使うために付属品が必要な場合があるが、当該付属品については、その付属品がないと当該用具が機能しないといった場合においてのみ、当該用具とともに給付することができ、付属品のみの給付は認められない。

第7条 費用の負担及び支払い

- (1) 対象者の扶養義務者は、用具の給付を受けたときは、その収入の状況に応じて用具の給付に要する費用の一部を負担するものとする。
- (2) (1)により扶養義務者が負担する額の基準は、別表2に定める額とする。なお、複数の用具の給付を受けている者についても、用具の数にかかわらず別表2に定める額とする。
- (3) 扶養義務者は、用具を納付する業者に対し給付券を添えて、(2)により負担することとされている額及び別表1の「基準額」を超えた額を用具の引渡しの日を支払うものとする。
- (4) 市は、用具を納付した業者からの請求により、給付に必要な用具の購入に要した額から(3)により扶養義務者が直接業者に支払った額を減じた額を支払うものとする。
- (5) (4)による費用の請求は給付券を添付して行うものとする。

第8条 用具の管理

- (1) 用具の給付を受けた者は、当該用具を給付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないものとする。
- (2) (1)に違反した場合には、当該給付に要した費用の全部又は一部を返還させることがあるものとする。

第9条 給付台帳の整備

市長は、用具の給付の状況を明確にするため「日常生活用具給付台帳」を整備しておくものとする。

第10条 その他

この要綱の施行について必要な事項は、こども家庭局長が別に定める。

附則

- (1) この要綱は平成18年1月1日から施行する。
- (2) この要綱は平成18年4月1日から施行する。
- (3) この要綱は平成20年4月1日から施行する。
- (4) この要綱は平成21年8月1日から施行する。
- (5) この要綱は平成23年4月1日から施行する。
- (6) この要綱は平成24年4月1日から施行する。
- (7) この要綱は平成27年1月1日から施行する。
- (8) この要綱は平成27年4月1日から施行する。
- (9) この要綱は平成28年4月1日から施行する。
- (10) この要綱は令和元年5月1日から施行する。
- (11) この要綱は令和元年10月1日から施行する。
- (12) この要綱は令和2年5月1日から施行する。
- (13) この要綱は令和3年1月1日から施行する。
- (14) この要綱は令和3年4月1日から施行する。
- (15) この要綱は令和4年4月1日から施行する。
- (16) この要綱は令和7年4月1日から施行する。
- (17) この要綱は令和8年4月1日から施行する。